

平成30年度 生駒市防災会議 議事録

I 開催日時 平成31年2月26日(火)午前10時から

II 開催場所 コミュニティセンター 402・403・404会議室

III 出席者

会 長 小紫会長(生駒市長)

委 員 松井委員(奈良県郡山保健所次長)、山本委員(副市長)、古川委員(水道事業管理者)、大西委員(総務部長)、上村委員(建設部長)、澤井委員(危機管理監)、中田委員(教育長)、杉本委員(消防長)、松本委員(消防団長)、木村委員(関西電力㈱奈良支社長)、房谷委員(近畿日本鉄道㈱生駒駅長)、岡田委員(奈良交通㈱北大和営業所長)、牧委員(京都大学防災研究所教授)、平岩委員(自主防災会を組織する者)、久保委員(生駒商工会議所会頭)、藤澤委員(自治連合会副会長)、永野委員(生駒市赤十字奉仕団委員長)、中谷委員(生駒市議会議長)、下村委員(生駒市議会企画総務委員長)、林委員(公募市民委員)、富田委員(公募市民委員)

委員代理 牧田(奈良県郡山土木事務所長)、威徳(生駒警察署長)、北原(西日本電信電話㈱奈良支店設備部部長)、有山(北倭土地改良区理事長)

事務局 杉原(防災安全課長)、古林(防災安全課課長補佐)、甫田(防災安全課主幹)、西川(防災安全課主査)、米田(事業計画課長)

IV 欠席者

委 員 廣岡(日本郵便㈱生駒郵便局長)、秋山(大阪ガス㈱導管事業部北東部導管部緊急保安チームマネージャー)、片尾(京都大学防災研究所准教授)、溝口(生駒市医師会長)、藤村(生駒市民生・児童委員連合会理事)、井上(生駒建設業協会会長)、笹埜(生駒市地域婦人団体連絡協議会会長)

V 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

小紫会長 みなさま、あらためまして、おはようございます。

平成30年度の生駒市防災会を開催致しますところ、年度末も押しせまる大変お忙しい中、お集まり頂きましたこと、まずは感謝を申し上げます。昨年は本当に災害の非常に多い年でございまして、大阪の北部の地震に始まり、台風、ゲリラ豪雨、本当に後半は災害対応に追われる一年となりました。本年度、31年度もその災害が、じゃ今年はそこまで酷くないだろうという風に油断するのは、まあ恐らく問題があるなという風に思っておりまして、それだけ今年度暑さ猛威を振るってくると昨年と同じような強さの台風がまた生駒市を襲う可能性も十分あるというような認識でしっかりと対応していかないといけない。また地震はいつ起こるか分からないということ、しっかり

と今年の30年度の教訓を来年度に活かすということを、しっかりとやっていきたいと思っております。昨年の災害対応の中で見えてきた課題、そして昨年度から生駒市に澤井危機管理監が着任をしております、彼の目から見た様々な課題など、改善点など含めまして今日の防災会議は例年よりも少しボリュームが多ございますけれども、非常に重要な会議になると思っております。ご忌憚のないご意見頂きまして、また円滑な進行にお力を賜ればと思っております。また本日、議論する内容を踏まえましてここにおられる皆様をはじめ、市内の各団体、市民の皆様、さまざまなお力を一層頂くことになるかもしれませんがその件も併せまして、お願い申し上げて私からの開会の挨拶とさせていただきます。まずは、なにとぞ、よろしくお願い致します。

3 委員紹介(出席者については、出席者名簿配布にて紹介省略)

4 報告案件

平成30年度の自然災害による本市の被害状況について

杉原防災安全課長 今年度の被害状況につきましては5月から10月にかけて本市に影響があると思われた災害は、台風では表の中ほど、台風12号から表一番下の台風25号までの5回、また表の一番上、及び三段目の記載の大雨によるものが2回、そして表二段目に記載しています地震によるものが1回あり、合計8回ございました。

そのうち本市として災害対応の体制を取ったのは表一番下の台風25号を除いた計7回となります。表三段目の平成30年7月豪雨では災害対策本部を設置し対応を行いました。

7月豪雨の際は表一番右側の列に被害状況を記載しておりますが市内一部地域の土砂災害警戒区域内の住民に対し「避難勧告」を、また市内合計20世帯に対し「避難指示(緊急)」を発令、対応致しました。「避難勧告及び避難指示」を発令した地域及び世帯は周囲の農地や山林、宅地等の法面が一部崩壊し、住家や住民に危険が及ぶ恐れがあったことから迅速に対応致しました。その他の6件につきましては、幸いにも大きな被害が少なかったことから災害警戒本部体制での対応となり、住民へも「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するに留まりました。それぞれの被害状況につきましては、記載の通りとなっております。

なお、それぞれの災害時で指定避難所を利用された状況でございますが、表三段目の平成30年7月豪雨から台風24号までで利用があり、順次申し上げますと、7月豪雨では8施設30人、台風12号では8施設21人、台風20号では3施設7人、台風21号16施設81人、台風24号では13施設104人となっております。被害状況の報告は以上となります。よろしくお願い致します。

5 審議案件

(1)生駒市地域防災計画について

澤井危機管理監 今回の改正では昨年多発した風水害への対応実績を踏まえ、この表の①～⑦の7つの改正事項を主要改正事項として織り込みました。これらの主要改正事

項について、①と②、④と⑤は併せてご説明致します。またその他、経年変化的事項等の修正については説明を省略致します。

①風水害時における緊急避難場所の開放・避難所の開設に関する事項の記載（緊急避難場所と避難所の記述要領の適切化を含む）と、②指定緊急避難場所・指定避難所以外に避難した避難者への対応に関する事項の記載についてご説明します。

現行の生駒市地域防災計画は第3部1章災害対応の体制において、地震災害の配備体制では避難所、正しくは緊急避難場所ですが、その開設・運営・閉鎖が記述されていますが、風水害の部分につきましてはその記載がありません。結果、地震災害時の対応を風水害時にも準用しており、災害の特性にそぐわない場合もございます。また、政府の「防災基本計画」等に準拠した形での「緊急避難場所」と「避難所」の記述の整理がまだなされていません。これらが①の必要性になります。

緊急避難場所と避難所の定義等について簡単に述べますと、緊急避難場所は危険を避ける場所、避難所は避難者などが一定期間生活を送る場所でありまして、避難勧告等が発令された場合には避難者を収容するのは避難所ではなくて緊急避難場所の方であると定義されています。

次に昨年7月の豪雨災害の際に、指定避難所・緊急避難場所以外の施設に避難した住民がおられたのですが、現行計画ではその担当部署や対処要領が定められておらず、円滑な対応ができなかったというのが②が必要となった理由です。

続いて、第1章第2節で地震災害における避難所の開設・運営・閉鎖として記載されていた部分です。また同じように、避難所の開設・運営・閉鎖が4章の第1節「避難生活の支援」という部分にも、かなり重複する形で記載されております。このため第1章第2節の記述を緊急避難場所、第4章第1節の記述を避難所として内容を振り分けて改正致しました。項目名と実施内容の欄で従来、「避難所の開設」とあったところの文言を、「緊急避難場所の開放」にすべて改めました。また実施内容の欄の「避難所運営マニュアル」の摘要に関する記述が記述されております。この「避難所運営マニュアル」とは文字通り、主に避難所の開設運営に関するものでありますので、緊急避難場所についてはこれを「一部準用する」という記載に改めました。

次の行に指定緊急避難場所以外の施設に避難した避難者についてもそこで把握することを記載し、緊急避難場所と同じ部署がその任にあたることを明確化致しました。そして、この地震災害における避難所改めまして、緊急避難場所に関する内容に準ずる内容を、従来記載が欠落しておりました第1章第1節の「風水害配備体制」に1行目で新たに項を起こして、記載致しました。

緊急避難場所の解放の条件を「避難勧告等が発令するとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるとき」、2行目で解放される施設を「必要な施設」としており、これは「震度5以上ですべての緊急避難場所を開放する」となっております。

す地震の際の対応とは異なった条件となっております。また地震の際は発災後にしか職員を配備出来ませんが風水害では事前に職員を配備できますので、その旨を3行目に記載させて頂きました。代わりに風水害では地震時の対応として記載されております職員及び施設管理者の不在の際における自主防災会における施設の開放に関する記述を実施致しておりません。

もう一方の第4章第1節下段の表における避難所の開設・運営・閉鎖については実施内容の欄の1行目頭から従来の記述、これは取り消し線になっておりますが、「避難勧告等を行ったとき、市民の自主避難が予想される」と、2行目の「直ちに」とあり、このような内容でありますと緊急避難場所の話になってしまいますので、この部分を改めまして、緊急避難場所に避難者を受け入れた後に状況に応じて避難所から必要な施設を選定して避難所を開設するのというような文言に改めました。指定緊急避難場所以外の施設に避難した避難者について避難の長期化が予想される場合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容することを原則として記述いたしました。そしてこれが出来ない場合には当該施設を「臨時の避難場所」として取り扱う旨を記述致しました。これに伴いまして災害対策本部の編成について修正を加えました。

次に災害対策本部編成表改正案(1)について。下の方の赤い部分にこの臨時避難所の状況の把握を担当する部署として、状況に応じて臨時避難所班を編成することを記載致しました。

次に災害対策本部総務班の新設についてご説明致します。昨年度の改正により警戒本部の編成を改めまして、警戒本部総務班を設けたところ、今年度災害警戒本部の業務の円滑化に高い効果を発揮しております。一方、従来災害対策本部の編成には総務班がありません。総務班は災害対策本部においても必要であるからこれを新設するものです。

次の資料の2項で、総務班に想定する業務を列举致しました。部内外からの電話等への対応、その電話の被害報告と問合せ等との仕分け、その問い合わせへの対処、避難勧告等の自治会等への電話連絡とその際の質問対応、軽易な物資の配送等、その他災害対策本部(事務局)で対応しえない事項というのを想定しております。

背景・経緯ですが警戒本部の総務班は平成29年度の台風21号の際に本部統括班に部内外からの多数の電話が集中し、その対応に追われて十分に対処できなかったということ、及び過去に自治会等からの強い要望があり、避難勧告等を発令する際には、防災行政無線と併せて、自治会長等にも個別電話伝達を行うようにしていることから設けられたものです。また昨年7月の豪雨の際には災害対策本部の一部職員を集成し物資の調達と配送を実施する必要がありました。

災害対策本部編成表改正案(2)の表の上の方に「統括班」と「広報班」の間に

「総務班」を新設致しました。またこれに伴いまして一定の人員の確保の都合上、「広報」、「情報収集整理」、「資源管理」の各班の構成人員を変更・調整を致しました。

次に早期避難対処体制の新設と、早期警戒本部編成表の再整理についてご説明致します。現行の地域防災計画では、風水害の場合ですが「風雨が次第に強まり、小規模な災害が発生し始め、より規模の大きい災害発生の危険が高まっていき、避難勧告等を発令する。」との状況推移を前提に避難に備える配備体制として警戒本部が定められています。つまり現行の警戒本部体制の編成には、避難者の受入れに必要な要員の他に、被害の現場に対応するための職員が多く含まれております。一方、近年これは主に台風に関してですが「避難準備・高齢者等避難開始」は避難が容易な明るいうちで風雨が本格化する前に余裕を持って発令することが求められていることから、警戒本部体制の要員を参集させて「避難準備・高齢者等避難開始」等を発令した場合、被害現場対応のための職員を過早に参集させて長時間拘束し、その後の復旧作業や平常業務に必要なマンパワーを低下させる結果を招いています。またこれとはまったく別の次元の話ですが、現行の「警戒本部編成表」は、動員表との照合が難しく誤解を招きやすいという問題もあり、併せて改善を図りました。

動員表(案)その1に進んでください。このページは本来の動員表案の上半分です。台風の際を想定し、気象警報などが発表されていない、まだ風雨の弱い早期の段階で「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する体制(警戒本部0号配備)と、これに加えて、この後、気象警報が発表されて、併せて小規模な災害の発生に備える、警戒本部1号配備を新設します。これに伴い、従来の警戒本部は、警戒本部2号配備と致します。これにより表の上から3段目、台風の際は従来の警戒本部1号配備、2号配備ではなく、まず警戒本部0号配備から始まり、同1号配備、2号配備、災害対策本部の1号動員と体制を強化していくこととなります。

台風以外の梅雨前線による豪雨や、ゲリラ豪雨といった風水害に対しては従来通り、表の4段目、警戒体制としてまず1号警戒配備、次いで2号警戒配備、避難準備・高齢者等避難開始の発令となった場合は警戒本部2号配備に体制を強化して、災害対策本部体制へと移行いたします。

5段目、地震災害の際の体制は変更ありません。

6段目、原子力災害についてですがこれはそもそも、本市自身の被害を伴わない他県からの被災者の受入れ、その支援を行う体制であることから警戒本部は警戒本部0号配備を適用することとします。

7段目、火事・事故災害については、災害の特徴、規模等により必要な体制は様々であることから警戒本部0号配備から災害対策本部3号動員までの適宜の体制をもって災害対策本部を開設し対処致します。

続いて警戒本部編成についてご説明致します。この表は現行の警戒本部編成表の動員表と照合が難しく、誤解を招きやすいという問題を改善するために標記要領を変更したものです。こちらの表を元に、警戒本部0号配備、及び1号配備を案出致します。

こちらが警戒本部0号配備の編成案です。お手元の資料16ページになります。先ほどの15ページと対比しながらご覧いただければと思います。黄色の網掛けの部分及び赤字の部分が主に変化している部分であります。

この段階では実際に被害が生じ始めるまではまだかなり時間的余裕がありますので先ほどの編成から被害の現場対応にあたる土木班及び、水道班がはずされています。消防もこの段階では特にまだ対処する必要はございませんので平常勤務体制である当務体制という形になっております。

避難準備・高齢者等避難開始は市内全域に同時に発令することが多く、この場合は全127自治会に短時間で電話連絡をすることが必要ですがその後の避難勧告等は個別の地域を対象として発令されるため、電話連絡に伴う業務量が減少します。一方、情報班の業務は風雨の本格化に伴い、発生し始めるものであるため当初の段階では業務量はそう多くはありません。そのため、当初は情報班の要員を総務班に組み込んで運用することとし、総務班の人員数をゆとりを持って増強しております。また、各部長等につきましてはこの段階で必要となる各部長を限定して参集する形にしております。また台風の場合は前日、あるいは2～3日前に副市長以下部長級会議を実施し、あらかじめ避難準備・高齢者等避難開始の発令を概定し、当初の段階で必要な処置についても検討・指示を終えていることが通常であることから、このような場合、この破線部分のメンバーについては連絡を保持しつつ、適宜自宅待機という形にしております。こちらにもまた但し書きに書いております。その他昨年の対処実績に伴い若干の修正を加えております。

こちらが警戒本部1号配備になります。お手元の資料、17ページとなります。気象警報が発表され、徐々に風雨が強まり始める段階です。しばらくすると徐々に風倒木による軽微な被害の情報が寄せられ始めますので、総務班から情報班を独立させるとともに、土木班、及び水道班の要員を参集させます。また消防本部も当務だけではなく必要な人員を参集させて体制を強化します。なお、土木班、上下水道班、消防本部等については1号警戒配備に準じた配備体制にしております。また避難所班に、カッコ書きで市民部3とあります。こちらはさきに述べました指定緊急避難場所以外の施設に避難した避難者があった場合に対応するために参集する職員です。また関係する建設部長、消防長もこの段階で加わります。

その後、いよいよ風雨が本格化し、周辺の市町村で土砂災害警戒警報が発令されるようになると、警戒本部2号配備(従来の警戒本部の体制)になります。土木班及び、水道班、こちらの人員が強化されるとともに教育長、水道事業管理者、及び

各部・次長もすべて参集するというかたちになります。また以後の本格動員に備え、動員班を総括班から独立させます。なお、消防本部は従来この段階で交代制勤務の3分の1を除く職員、つまり概ね3分の2の動員体制を取るものとしておりましたが、昨年度の数度にわたる対処実績の結果から、警戒本部2号配備の段階で引き続き当務ほか必要人員で対処可能との判断に至ったことから消防本部の職員の参集班を現行の計画から修正致しました。

次に、動員表(案)その2をご覧ください。

これは動員表(案)の下半分にあたります。さきほどまでの警戒本部0号配備から2号配備までの編成表の人員等を動員表にした結果このような形となりました。

なお、表の下から2段目の消防本部について、先ほど述べましたように警戒本部2号配備においても「当務ほか必要人員」としましたが、同様の理由から災害対策本部1号動員についても、「全職員」から「交代制勤務1/3を除く職員」に修正しました。

その他、「1号警戒配備」「2号警戒配備」について、昨年の対処実績に基づく必要な修正を行いました。

続いて、警報等解除後の体制縮小要領の明確化ですが、風水害時、大きな災害が発生せず気象警報が解除されれば、「危険が解消した」と判断されて「避難準備・高齢者等避難開始」が解除されることが通常です。これに伴い、警戒本部も閉鎖となるわけですが、このような場合でも避難者が残留している、あるいは風倒木や落石などの軽微な被害が逐次明らかになる等により、警戒本部閉鎖後も一定の職員により引き続き対処させる必要があることが多くありました。一方、災害対策本部を開設した場合は、本部体制を保持している状況であって、も対策の進捗等により4分の1以上の多数の職員を動員し続ける必要がなくなるため、これらの実際の対応に即した記述とすべきことが昨年の災害の対応として明らかになりました。

次の21ページ、A4横型の別紙をご覧ください。この表は警戒本部と災害警戒本部についてその閉鎖に関する記述を抜き出したものです。上から2段目が風水害、3段目が地震災害の記述となります。縦の中央の列、警戒本部の閉鎖につきましては風水害・地震災害のいずれの場合においても警戒本部を閉鎖した後も被害や、避難者の状況に応じて適宜の体制を保持しこれを段階的に縮小・解除する記述を追加致しました。

これに対して右の列、災害対策本部の閉鎖については、災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織を縮小していった後に災害対策本部を閉鎖するという記述を致しております。

最後に、判断・発令権者の明確化についてお話します。生駒市地域防災計画では、警戒本部を「避難に備える」組織と規定していましたが、これを指揮する警戒本部長について、避難勧告等を判断・発令をする権限が規定されていませんでした。

このため今回の改正で明らかにします。

資料の最後、23ページ、A4横型をご覧ください。避難勧告等の発令に関する部分です。改正案の「実施内容」の欄、1行目に「警戒本部長又は災害対策本部長は」と追加することにより、警戒本部においては警戒本部長が、すなわち副市長になりますが、災害対策本部における災害対策本部長、すなわち市長と同様に避難勧告等の発令・判断の権限を有することを明確化しております。これに併せて他の市長のところも「警戒本部長または災害対策本部長」と内容記述を改めております。地域防災計画の改正内容に関する事項は以上です。

小紫会長 はい、ご説明ありがとうございました。多岐にわたる内容ではございますけれども一つ一つが今年の災害、昨年の災害を受けた改正でございます。是非、何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。いかがでございましょうか。よろしいですか。それでは、ただいま、説明がございました新規案件の生駒市地域防災計画、これにつきましてはそちらの通りご承認いただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。それでは変更内容について、ご承認して頂いたということにさせていただきます。続きまして(2)防災会議について、こちらの内容を事務局から説明をよろしくお願い致します。

(2) 防災会議について(部会の設置)

杉原防災安全課長 生駒市防災会議における部会の設置についてでございます。設置目的としまして、現在本会議は年1回程度開催されておりますが近年の災害の激化や市民の防災に関する意識、関心の高まりを受け、各委員のみなさまのご知見を生駒市の防災の強化に活かす、より多くの機会を得られるよう必要に応じて随時部会の開催を考えております。設置要綱案の概要としまして第2条で部会の主な所掌事務として地域防災計画の策定または改定に関し意見を述べること。生駒市地域防災計画の実施の推進に関することとしております。第3条では当該、部会を設置する場合、部会に属すべき委員は条例第3条に委員から防災会議の長が指名することとし、部会に部会長を、会長の指名する委員がこれにあたることとなります。第4条で、部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとし、専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者である者のうちから、会長が委嘱し、又は任命するというものとなります。説明は以上となります。

小紫会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたでしょうか。特にないようなので、そしたら、例えば、こういう感じのテーマについて具体的なイメージがあるとこの部会の設置のイメージが湧きやすいかなと思うので少し具体例のようなものとか、当然こういうことを具体的におしたいというものがあれば紹介してください

い。

杉原防災安全課長 はい。これまで風水害時の避難所の開設につきましては、地震災害時と同様に、すべての避難所の方を開設しておりました。昨年の度重なる災害時での避難所開設の時の体制について、課題があったことを受けました。これにおきまして風水害の時の開設方法などを再度検討させて頂いて、今回ご承認頂けましたら部会にてご意見頂きながら審議をお願いしたいと考えております。

小紫会長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がございました件や他のないようも含めまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは特にないようですので、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

「意義なし」

ありがとうございました。それでは、審議案件4、(2)部会の設置要綱につきましてはご承認頂いたということでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、それまでの審議事項とかご覧頂いた内容等につきまして、本日ご出席頂いております牧先生から、一言頂ければと、よろしくお願ひ申し上げます。

牧委員 はい。二点ほどコメントさせて頂きたいと思ひます。地域防災計画、大変見やすく整理をされていますが、4年経過がしてきました。その中で近年の先ほど市長からご説明がございましたように大変災害が多ございまして、その中でこの地域防災計画を使っていく中で色々不都合があるということで、先ほど危機管理監の方から一部、今とりあえず当面直さないといけないところだけは修正されているという風な理解をしております。ただ、4年も経ちましたのと、それから国の方の基準もかなり、熊本地震もございましたし、今年の西日本豪雨もございましたし、ということで大きく変わっている点もございまして。もし可能でしたら、全面的に一度、4年経ちましたので、見直すようなことを考えられてはいかかがかと。地域防災計画は前回直したのが東日本大震災のあとで、その前が恐らく阪神淡路大震災だと思うのですが、あまり会議では適切な表現ではありませんが旅館を少しずつ増築していくような形で修正をしていくとやはり全体的に使いにくいものになるということもございまして、今回出来れば色々かなり修正点が出てくると思うので、全面的な改定というのをご検討頂いたらと。ただ、私こういうお仕事をさせて頂いていると市町村の行政職員って、今、通常業務をやるのに最適な人数で取り組んでおられるので、恐らく改定業務が発生すると人が足りない、たぶん通常時の災害対応がすでに人が足りていないと思うのですが。そういったことも踏まえると、どこかの外部のコンサルタントの方等々に、4年前の改定も確かどこかコンサルタントをお願いしたと思ひますが、そうしないと恐らく改定するのは難しいのかなと。通常の業務、それから災害対応業務というのが来年度はないと良いですが、ないという訳にはいかないと思ひますので、そういったことを考えると少し現状の勢力では不足すると思うので、少し外部の力を入れるようなこと

もご検討頂いて適切な改定が出来たらというのが一点目です。

それから二点目、先ほど部会の方で風水害の分の避難の場所、避難所これがなかなか、日本語を直した方が良いと思うのですが、ここの生駒市を直した方が良いという訳ではなくて、さきほど危機管理監からもお話がありましたように、「避難所」という言葉と「避難場所」という言葉ございまして、同じように聞こえるのですが英語では全然違っていて、「避難場所」は Evacuation Place、ようするに命を守るための避難というのと、「避難所」は生活をつなぐための、英語で言えば Shelter です。私達は命を守る避難と、生活を守る避難と言っているのですが、命を守る避難、生活を守る避難の風水害時のところがうまく出来ていないということでもございましたので、そのところをまず、そこにまず特化してですね、この前、恐らく自主避難ということで開けられた所もあると思いますし、この後の議題で土砂災害特別警戒区域、それから警戒区域の話がございますけど、イエローゾーンの中でしか、生駒の場合、前を見ると山ですので、なんていうか、土砂災害警戒区域内にお住まいの方が多くて、実はその中に避難所がない、雨の中どこに逃げるねんやろ？というお話が恐らくあると思うのです。黄色の中に恐らく行政の指定避難所を置いてないと思いますので、そういった風水害時の避難のあり方についてまずは今年度その部会の中で検討する必要があるのかという風に思います。防災研究所の研究成果の中でも、命を守る、行政が命を守るっていうのは 100 パーセント大丈夫ということなのですが、実際はご自宅におられるよりはどこかに移られた方が少し安全、例えば岡山県はですね、避難所に星を付けてまして、一つ星、二つ星、三つ星と出来れば三つ星なんですけど、最悪一つ星、一つ星からもうちょっといけるようなら二つ星ということも考えた命を守る避難、それから今回立ち上げられる自主避難、そこらへんをちゃんと一回整理するというのもう一つ重要なことかなという風に。

5. その他(土砂災害特別警戒区域 基礎調査について)

米田事業計画課長 土砂災害特別警戒区域 基礎調査について、ご説明させていただきます。平成30年12月7日付をもちまして、生駒市72箇所、特別警戒区域に指定されております。土砂災害特別警戒区域の基礎調査につきましては、平成26年から生駒市のエリアをすべて着手して頂いておりまして、この12月をもちまして、すべて生駒市全域を調査が終わったという形で、最終的な告知が終了となりました。その結果を受けまして生駒市の中で特別警戒区域は285箇所という指定になっております。その内訳と致しましては、急傾斜地と致しまして218箇所、土石流の指定区域と致しましては67箇所、地滑りゼロとなっております。

小紫会長 ありがとうございます。インターネット等でも、公表されており、1軒、1軒、自分の家はどうかっていうレベルまで認識出来る精度でございますので、個人でも、自主防災

会の集まりなど、いろんな機会を捉えて、紹介していきたいと思っております。またここにいられる皆様も是非この土砂災害警戒区域のこの調査の結果の周知や活用など、お力をお借りできればと思っております。

それでは、これもちまして平成30年度生駒市防災会議を閉会いたします。